荒川警察署速度取締指針

速度取締指針とは

　警視庁速度管理指針の考え方に基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

　警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。
〇速度取締り
〇パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
〇その他交通事故に直結する交通違反の取締り　等

荒川警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度（時速）	区	間	重点時間帯
1	明治通り	☆	５０km	荒川区西日暮里６－１４先	南千住１丁目交差点	７－１４
2	尾竹橋通り	☆	４０km	荒木田交差点	東日暮里４丁目南交差点	１０－１７
3	道灌山通り	☆	４０km	宮地交差点	荒川区西日暮里４－２３先	７－１４
4	尾久橋通り	☆	６０km	西日暮里６丁目交差点	竹台高校前交差点	１０－１７
5	都電通り	☆	３０km	荒川区町屋２－２１先	都電町屋駅前交差点	１０－１７
6	ゆいの森通り	〇	４０km	サンパール荒川前交差点	町屋１丁目交差点	１０－１５
7	正庭通り	〇	４０km	サンパール荒川前交差点	荒川区東日暮里１－１８先	７－１６

※　種別：☆は警視庁重点路線、〇は警察署重点路線
※　種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
※　実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
※　重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名（〇）	指定理由
6	ゆいの森通り	明治通りから町屋地区へ通じる路線で、ゆいの森あらかわや都電の停留所など人通りもあることから、交通事故を防止するため。
7	正庭通り	通り沿いにある小学校の通学路となっており、通学時の子供の交通事故を防止するため。

荒川警察署管内におけるゾーン３０・小学校周辺地区

ゾーン３０

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度３０キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン３０	荒川区東日暮里２、３丁目周辺
2	ゾーン３０	荒川区東日暮里５丁目周辺
3	ゾーン３０	荒川区東日暮里６丁目周辺
4	ゾーン３０	荒川区西日暮里２丁目周辺
5	荒川区立第五峡田小学校	荒川区町屋３丁目周辺
6	荒川区立第七峡田小学校	荒川区町屋８丁目周辺
7	荒川区立第四峡田小学校	荒川区町屋２丁目周辺
8	荒川区立第九峡田小学校	荒川区荒川６丁目周辺
9	荒川区立第二峡田小学校	荒川区荒川２丁目周辺
10	荒川区立第三峡田小学校	荒川区荒川１丁目周辺
11	荒川区立峡田小学校	荒川区荒川３丁目周辺
12	荒川区立ひぐらし小学校	荒川区西日暮里２丁目周辺
13	荒川区立第二日暮里小学校	荒川区東日暮里５丁目周辺
14	荒川区立第三日暮里小学校	荒川区東日暮里３丁目周辺
15	荒川区立第一日暮里小学校	荒川区西日暮里３丁目周辺
16	荒川区立第六日暮里小学校	荒川区西日暮里６丁目周辺
17	荒川区立大門小学校	荒川区町屋４丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。
重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

荒川警察署管内の速度取締り重点路線

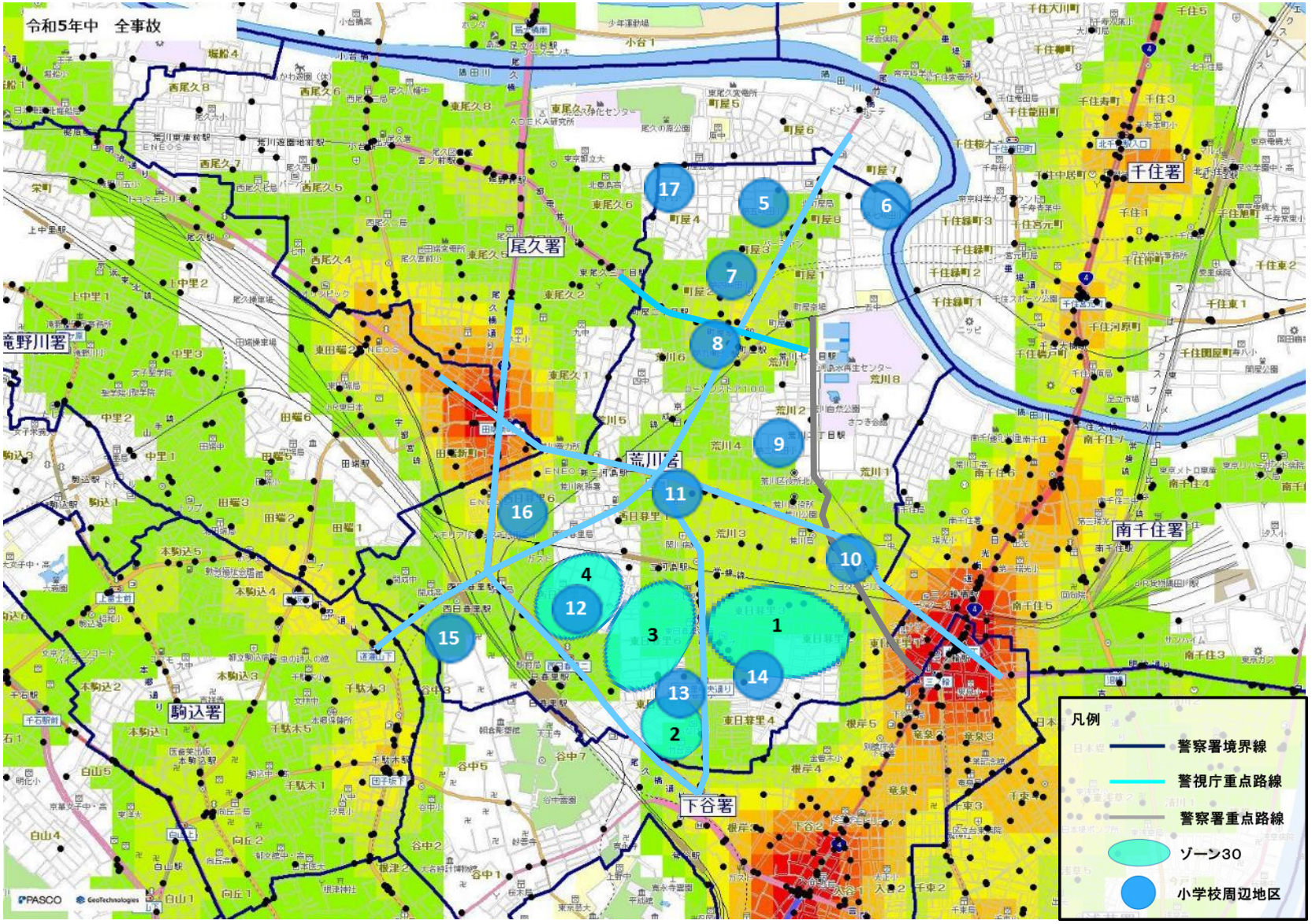

※地図内の表示されている色については全事故の発生密度（件／ｋｍ²）

１５～　　１２０～